

## 令和4年度県民参加型予算（提案・選定型）（試行）審査要領

県民参加型予算（提案・選定型）の審査は、令和4年度県民参加型予算（提案・選定型）（試行）実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施する。

### 1 審査を行う県政モニターの選定

地域振興局長は、原則として、次の(1)から(3)までの基準により管轄区域内に居住する県政モニターの中から審査を行う県政モニターを選定する。なお、管轄区域内に居住する県政モニターで対応できない場合は、隣接する地域振興局の管轄区域内に居住する県政モニターから選定できるものとする。

- (1) 概ね5名から10名を選定すること。
- (2) 20代、30代、40代、50代、60代以上のそれぞれの年代から1名以上選定すること。ただし、これによることが困難な場合には、選定しない年代を設けることができる。
- (3) 男女の比率を概ね1：1とすること。

### 2 1次審査

#### (1) 個別評価

県政モニターは、4の(1)から(5)までの項目の視点を考慮し、審査対象とされた事業から5事業を選定する。

#### (2) 総合評価

個別評価を集計し、上位5から10程度の事業を2次審査の対象として選定する。

### 3 2次審査

#### (1) 個別評価

県政モニターは、4の(1)から(5)までの項目について、次のとおり5段階の評価を行う。

非常に優れている：8点

優れている：6点

普通である：4点

やや不十分な点がある：2点

不十分である：0点

#### (2) 総合評価

総合評価は、個別評価の各項目の得点の合計とする。

### 4 審査の視点（1次審査、2次審査共通）

県政モニターは、次の(1)から(5)までの視点を持って審査する。

#### (1) 事業の必要性

地域や住民のニーズに対応しているか

- (2) 解決策の妥当性  
現状や課題がしっかり分析されており、その解決策としてふさわしいものであるか
- (3) 事業の有効性  
提案事業を行うことで、住民に対して大きな効果が見込まれるか
- (4) 事業費の適正性  
事業費に対し十分な事業効果が見込まれるか
- (5) 事業の公共性  
県が行うべき公共性を有したものであるか

## 5 予算化予定事業の選定

地域振興局長は、3(2)の総合評価を踏まえ、予算化予定事業(予算案に計上する予定の事業案をいう。)を選定するものとする。

附 則

この要領は、令和4年10月28日から施行する。